

射水市大島絵本館の指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者制度を導入する施設

- (1) 名 称 射水市大島絵本館
- (2) 所在地 射水市鳥取 5 0 番地

2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
 - ① 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ② 施設の使用の許可に関する業務
 - ③ 施設の利用料金に関する業務
 - ④ 施設の振興に関する業務
 - ⑤ その他、施設の管理に関して必要と認める業務
- (2) 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年）

3 審査結果

(1)選定基準

審 査 基 準	審査の視点	判 定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第 4 条第 1 号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第 4 条第 2 号)	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b 施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。	5 0 点
	【サービスの向上】 a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。 b 就学前児童等が安全安心に利用できるサービス内容となっているか。	
	【利用者の増加】 a 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 b 地域や関係機関、関係団体等との連携が図られているか。	
	【絵本文化の振興に関する取組】 a 絵本館のコンセプトを理解し、子どもの情操教育に効果のある適切な事業の内容になっているか。 b 事業の推進のため、専門性の高い人員配置及び運営体制となっているか。	
	【施設の魅力向上の取組】 a 施設の魅力向上に向けた取組が提案されているか。 b 施設の認知度を高める有効な活用が図られているか。	

3 管理運営経費の縮減 (条例第4条第2号)	【管理運営に係る収支の内容と的確性】 a 提示された指定管理料の範囲内において、施設の管理運営にかかる経費が明確な積算根拠を基に適正に見込まれているか。 b 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案がなされ、健全な運営が確保されているか。	25点
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	【安定した基礎能力】 a 団体の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理体制を有しているか。 【安定した人的管理体制】 a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。 c 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 【個人情報の保護について】 a 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	25点
	合 計	100点

(2) 結果概要

審査項目 申請者	1 市民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮	3 管理運営経費の縮減	4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成	合 計
公益財団法人射水市絵本文化振興財団	確保されている	179	117	91	387
指定管理者候補者：公益財団法人射水市絵本文化振興財団 (備考) これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、またこれまでに培われた経験を生かした絵本文化事業が提案されるなど、本市の絵本文化振興の拠点施設としての役割が期待できると判断した。					

※ 審査員5人の採点の合計で、合計欄の最高は500点となります。

※ 審査基準に基づいた得点の合計点が満点の6割(300点)に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しません。